

公益財団法人岡山県スポーツ協会倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岡山県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第40条の規定に基づき、本会が本県スポーツの統一組織として、その自覚と責任を持ち、スポーツの根本であるルールとフェアプレー精神に則り加盟団体共々、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、スポーツの振興を通して、その社会使命を果たしていくために必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 本会及び本会役・職員の綱紀粛正の推進に関すること。
- (2) 本会加盟団体について、本会の加盟規程、日本体育協会スポーツ憲章など関係規程の遵守に関すること。
- (3) 前2号について、周知徹底を図るとともに必要に応じ事実確認等を行い、その結果を会長に具申すること。

(委員)

第3条 この委員会は、次の委員をもって構成し、会長が委嘱する。

1 公益財団法人岡山県体育協会総務財務委員会委員

第4条 この委員会に、次の役員をおく。

委員長 1名 副委員長 1名

第5条 委員長および副委員長は、総務財務委員会委員長、副委員長をもつてあてる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長の事故または欠けたとき、その職務を代行する。

(任期)

第6条 委員および役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者または、現任者の任期とする。

3 委員は、その任期満了後においても、後任の就任までその職を行う。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催し議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定する。

4 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

5 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(本規程の変更)

第8条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年3月27日から施行する。
- 3 この規程は、平成31年4月1日から施行する。